



土石や岩石、鉱物などの粉じんが発生する場所で、長期間にわたり粉じんを吸い込む作業に従事すると、息切れ・呼吸困難・動悸などの症状を伴うじん肺にかかることがあります。

粉じん作業特別教育

主催：(一社)飛騨地区労働基準協会連合会

そこで、このような健康障害を防止するため、労働安全衛生法では労働者を、常時**特定粉じん作業**にかかる業務につかせる場合、環境管理・作業方法・健康管理等について特別の教育を行なうように義務付けています。

開催日程	平成30年7月20日(金) 午前9時30分～午後3時00分(受付午前9時20分～)
実施場所	高山市民文化会館 〒506-0053 高山市昭和町1-188-1
受講料	当労基連合会会員 1名につき 6,600円(テキスト代含む) 非会員 1名につき 8,100円(テキスト代含む)
受講定員	40名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
受付期間	平成30年5月21日より受付開始

《カリキュラム》

講習科目	講習時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間
作業場の管理	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	0.5時間
粉じんに係る疾病及び健康管理	1時間
関係法令	1時間

※特定粉じん作業の例

(粉じん障害防止規則別表2抜粋)

- ① 屋内において、鉱物等を動力により、裁断、彫るまたは仕上げする作業(手持ち式または可搬式動力工具によるものを除く)
- ② 屋内において、研磨材を用いて動力により、金属等を研磨する作業(手持ち式または可搬式動力工具によるものを除く)
- ③ 屋内において、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、砂落しする作業
- ④ 坑内において鉱物等を動力により掘削する個所における作業
- ⑤ 坑内において鉱物等を動力により破碎し、粉碎し、ふるい分ける個所における作業
など15作業場における業務

※講習科目の全てを受講した方には修了証を交付いたします。

お申込み

裏面の受講申込書に所要事項を記載し、下記によりお申込み下さい。

- ◆ 自動車運転免許証(写し)又は健康保険証(写し)等本人確認のできる書面を添付してください。
- ◆ 受講料は現金若しくは銀行振込みでお願いします。
- ◆ 振入口座：十六銀行 高山支店
普通預金：0668241
口座名：一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
- ◆ 講習開始日の2日前までにキャンセルした場合に限り、受講料はお返しいたします。
- ◆ 申込先
〒506-0025
高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階
岐阜労働局登録教習機関
一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会
TEL：(0577-32-2453) FAX：(0577-36-0350)

粉じん作業特別教育受講申込書

(Fax 0577-36-0350 可)

開 催 日	平成 30 年 7 月 20 日 開催分		
事 業 場 名		連 絡 先 部 課 ・ 担 当 者	
所 在 地		電 話	() -
受 講 者 名 等	受 講 番 号	氏 名	生 年 月 日
			S . H 年 月 日
			S . H 年 月 日
			S . H 年 月 日
			S . H 年 月 日
			S . H 年 月 日
備 考			
当連合会会員・非会員別	該当する数字を○で囲んで下さい		1. 会 員 2. 非会員

※ 自動車運転免許証（写し）又は健康保険証（写し）等本人確認のできる書面を添付してください。

※ 本申込書にご記入いただいた個人情報、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。

平成 年 月 日

一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会 宛て